



春日井ロータリークラブ 2011~2012年度 WEEKLY REPORT

クラブテーマ

仲間を増やし、 思いやりの心を育もう

会長：風岡 保広 例会日：金曜日 12:30~13:30
副会長：清水 勲 例会場：ホテルプラザ勝川
幹事：北 健司 事務局：春日井市鳥居松町 5-45
会報委員長：志水ひろみ TEL:(0568)81-8498 FAX:(0568)82-0265
E-mail : ksgj-rc@gaea.ocn.ne.jp



東京都議会議長賞

東京朝顔研究会

本日のプログラム

- 司会 加藤久仁明君
風岡 保広君
- ・点 鐘
 - ・ ROTARY SONG 「奉仕の理想」
 - ・ 今月の歌 「灯台守」
 - ・ ビジター紹介 風岡 保広君
 - ・ 食事・歓談
 - ・ 委員会報告
 - ・ 会長挨拶 風岡 保広君
 - ・ 卓 話 池崎 晴美氏
 - ・ 幹事報告 北 健司君
 - ・ 点 鐘 風岡 保広君

今月の歌

灯台守
こおれる月かげ 空にさえて
ま冬のあら波 よする小島
思えよ灯台 守る人の
とうときやさしき 愛の心

先週の記録

幹事報告 幹事 北 健司君
春日井市新春名刺交換会開催の案内
日時：2012年1月4日(水)10:00~
場所：春日井市役所
出席予定者：会長、幹事
東尾張分区 IM フォーラムパネラー推薦要請
出席予定者：宅間秀順君
本日例会終了後第6回クラブ会員増強委員会
場所：ソレイユ
出席予定者：会員増強委員会

2011年12月16日(金)第2074回(12月第3例会)

例会変更のお知らせ

名古屋清須 R C	12月27日(火) 12月24日(土)
	家族会の為

例会休会のお知らせ

名古屋葵 R C	12月29日(木)は休会
一宮 R C	12月29日(木)は休会
名古屋城北 R C	12月27日(火)は休会
犬山 R C	12月27日(火)は休会
一宮北 R C	12月30日(金)は休会
小牧 R C	12月28日(水)は休会
瀬戸北 R C	12月27日(火)は休会
一宮 R C	12月29日(木)は休会
豊田中 R C	12月30日(金)は休会
瀬戸 R C	12月28日(水)は休会
尾張旭 R C	12月30日(金)は休会
名古屋北 R C	12月30日(金)は休会
名古屋みなと R C	12月30日(金)は休会
名古屋丸の内	12月29日(木)は休会
江南 R C	12月29日(木)は休会
津島 R C	12月30日(金)は休会
名古屋千種 R C	12月27日(火)は休会
愛知長久手 R C	12月27日(火)は休会
名古屋清須 R C	12月27日(火)は休会
岩倉 R C	12月27日(火)は休会
豊田東 R C	12月28日(水)は休会
名古屋名駅 R C	12月28日(水)は休会
名古屋名南 R C	12月27日(火)は休会
名古屋守山 R C	12月28日(水)は休会

出席報告

委員長 蓮野 美廣君

会員 51名	欠席 13名	出席率 86.36%
先々週の修正出席	欠席 0名	出席率 100%

家族月間

例会予定	12月23日(金) 家族会 17時30受付 ホテルプラザ勝川	12月30日(金) 12月23日に変更 例会は有りません	1月6日(金) 休会定款 6-1	1月13日(金) 理事役員会 11:30 クラブ協議会 13:30 新年祝賀例会
------	--------------------------------------	------------------------------------	---------------------	---

ホームページ：<http://www.kasugai-rc.jp>

E-mail：ksgj-rc@gaea.ocn.ne.jp

ニコボックス報告 委員長 中川 健君
卓話をさせていただきます。野浪 正毅君
家内誕生ありがとう。松尾 隆徳君
結婚記念ありがとうございます。菅原 幹夫君
アテンダンス表彰ありがとう。
杉山 孝明君 山田 治君 峠 テル子君
野浪君の卓話を聞く喜びで。宅間 秀順君

祝福の皆さんおめでとうございます。

風岡 保広君
野浪先生のお話をたのしみにしています！！
近藤 太門君
太田さん昨夜はお世話様でした。北 健司君
JTB カレンダーよろしかったらお持ちくださ
い。伊藤 純君
いつもホテルをご利用ありがとうございます。
早川 八郎君

祝福・卓話を聞くよろこびで。

足立 治夫君 林 鑛三君 林 徹君
伊藤 一裕君 伊藤 正之君 加知 康之君
亀谷 鉦一君 加藤久仁明君 加藤 茂君
貴田 永克君 小島 啓治君 名畑 豊君
中島 宗幸君 成瀬 浩康君 小川 長君
大畑 一久君 太田 弘道君 岡田 義邦君
志水ひろみ君 清水 勲君 塚本 兼光君
和田 了司君 屋嘉比良夫君

いつもニコボックスをご利用ありがとうございます。
中川 健君

卓話 野浪 正毅君 遺言の話

1、今月は私の誕生月ということで祝福と卓話の機会を与えていただきありがとうございました。

私は、昭和20年12月に春日井市で生まれ、以後、幼稚園から高校までは自宅から通い、大学は京都でしたが司法試験に合格して検事になり初任地は札幌でした。それから旭川、大阪の検察庁に勤め、昭和53年にこちらに戻って弁護士になりました。弁護士は34年目ということになります。また、昭和62年1月にこの春日井ロータリークラブに入会させていただき、現在25年目です。

2、これまで何回か卓話をさせていただきましたが、あまり法律の話をした記憶がありませんので今回は、現実的な法律の話をし少し申し上げたいと思います。

皆様の中には、遺言に関心をもっておられる方もあると思いますのでその話をします。

本年2月22日に最高裁判所第3小法廷は、「『相続させる』旨の遺言により遺産を相続させるもの

とされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合における当該遺言の効力」について判断を示しました。

要するにこれは、遺言者が「子のAに財産を相続させる」という遺言をしたところ、遺言者よりAの方が先に死亡してしまったときに、Aに相続させる予定であった財産については、Aの代襲相続人(孫)が相続するのかそれともその財産については、遺言がなかったことになるのか、という問題です。

3、これに関し、第1審の東京地方裁判所は、代襲相続する、つまり孫が相続する、と判断しました。その控訴審(東京高等裁判所)は「遺言は遺言者の死亡時からその効力を生ずるものだからその対象となった相続人が相続開始前に死亡していた場合には、その遺言は効力を生じない」とし、最高裁判所は、東京高裁の判断を是認し、結局代襲相続は発生しないとしました。

4、ですから、遺言をする場合、誰か特定のAさん及びその子孫に相続させたいときには、遺言書に「もし、Aさんが遺言者より先に死亡したときにはその財産はAさんの子に相続させる」ということを念のためにはっきりと記載しておくことが必要です。

5、これに関連し、遺言書(第1遺言書)を作成したが、その後先の遺言書と矛盾する内容の遺言書(第2遺言書)を作成したときにはどうなるのか、との問題がありますが、これは、民法1023条で「抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす」と定めていまずので、遺言内容を変えたいときには、いちいち「前の遺言のどこそこの部分を撤回する」と記載することなく、新しい遺言(第2遺言書)を作成すれば第1遺言書と抵触する部分(矛盾する部分)は当然に撤回したことになります。

6、更にこれに関連して、第2遺言を作成した後に、「やっぱり初めの遺言にしよう」と考えたときはどうするか、との問題があります。単純に考えると、「第2遺言を撤回する」という遺言をすれば、それで第1遺言が回復するようにも思われますが、それは間違いです。民法1025条で「いったん撤回された遺言は、その撤回行為が撤回されてもその効力を回復しない」と規定されています。ただし、最高裁の平成9年の判例は、「遺言者の意思が第1遺言の復活を希望することが明らかなきときにはその復活を認める」と言っています。従って、第3遺言で「第2遺言を撤回し、第1遺言の効力を復活させる」と記載すれば、第1遺言が復活することになります。

7、遺言に関しては多くの実務上の問題がありますが、今日は比較的新しい最高裁判所の判断とその関連問題をご紹介します。



(2012 ~ 2013 年度役員挨拶)



(幹事報告 北健司君)



(祝福 会員誕生のみなさま)



(司会 加藤久仁明君)



(祝福 アテンダンス表彰のみなさま)

次週クリスマス家族会待ってるよ!



(卓話 野浪正毅君)